

入札監理小委員会における審議の結果報告

平成 21 年就労条件総合調査

厚生労働省の就労条件総合調査について、民間競争入札を実施するものとし、平成20年8月から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて厚生労働省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 請負業務の内容及びサービスの質（実施要項 2～9 頁）

【論点】

本調査の調査方法については、平成19年以前は調査員調査を基本とし、平成20年は郵送調査を基本としていたが、（今回民間競争入札を実施する）平成21年調査については、厚生労働省としてどのような方法を想定しているのか明示すべきではないか。

【対応】

当初、「郵送又は調査員による」としていたが、「郵送又は調査員（併用も可）による」とするとともに、「厚生労働省としては、郵送を基本とすることとした上で、調査員を効果的に活用することを想定している。」と明示した。

【論点】

「郵送又は調査員（併用も可）による」とするのであれば、（調査員調査を基本として実施した）平成17年～19年調査の実績を基に設定した有効回答率の数値を要求水準とするのは不適切ではないか。

【対応】

当初、平成17年～19年調査の実績を基に設定した数値（81.2%）を要求水準としていたが、平成20年調査の実績値が68.2%で確定したことを踏まえ、

この平成20年調査の実績値68.2%を上回ることを要求水準とし、平成17年～19年調査の実績を基に設定した数値（81.2%）については、厚生労働省と十分連携しながら達成に向けて努力する「目標」として位置づけることとした。

なお、20年調査において有効回答率が低下した要因の分析を行う方向で努めることを厚生労働省と確認した。

2．民間事業者の創意工夫の発揮

【論点】

調査不能（規模外、廃業、休業、合併）の調査客体は、有効回答率計算にあたっての調査客体数（分母）に含まれているとのことであるが、調査不能となった調査客体については代替標本を用いて調査票を回収することを認めるべきではないか。

【対応】

民間事業者から提案があった場合には代替標本を提示することとし、そのことについて、入札説明会等において説明することを厚生労働省と確認した。

3．インセンティブ

【論点】

インセンティブについて（金銭的なものも含めて）前広に検討すべきではないか。

【対応】

今回については、予算との関連等でインセンティブを設定することは困難であるとの説明を受けて、設定しないことはやむを得ないと判断したが、今後の課題として、他省庁も含めた統計調査の市場化テストの動向を見守りつつ検討していくことを厚生労働省と確認した。

4．落札者決定にあたっての評価項目（実施要項21頁）

【論点】

より適切な調査方法についての提案があった場合には評価して加点する仕組みとすべき。

【対応】

加点項目として「効果的・効率的に督促を行うための工夫がみられるか」、「効果的・効率的に回収を行うための工夫がみられるか」という項目を設定し、評価することとした。

5. 情報開示（実施要項22頁～）

【論点】

平成19年調査までは調査員調査を基本としていたものが、平成20年調査は郵送調査を基本とすることに変更されたため、その変更の影響が明確になるよう、情報開示すべきではないか。特に平成19年調査までの調査員業務にかかる経費、業務量等の情報を開示すべきではないか。

【対応】

平成20年調査の実施に要した経費・人員等については算出に時間がかかることから現時点では情報開示できないが、平成19年調査まで調査員業務に要していた人件費、人員、時間及び非常勤職員が研修に要していた時間について実施要項に追記した。

【論点】

平成20年調査の実施状況について、今回応札する民間事業者の参考となるよう、確定した数字でなくてもよいから、できるだけ情報提供すべきではないか。

【対応】

平成20年調査に係る督促・照会業務の実施状況についての情報を労働局から収集して整理し実施要項に追記した。また、平成20年調査の経費を推計した資料を入札説明会において配付・説明することとした。

また、平成20年調査に関する情報提供を民間事業者から求められた場合には、可能な限り対応することを厚生労働省と確認した。

以 上